

# 琉球大学学術リポジトリ

## 1960年1月の安保条約改定時の核持ち込みに関する 「密約」に係る調査の関連文書No.1

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-14 キーワード (Ja): 核持ち込み問題, 東郷次官, ホドソン米国大使 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43860">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43860</a>



日米安全保障に關する新條約についての  
基本的考へ方

三三一〇 九 米保長

- 一 大正
- 二 次下
- 三 米保長
- 四 米保長
- 五 米保長
- 六 米保長
- 七 米保長
- 八 米保長
- 九 米保長

本件新條約に於いては安全保障に關する日米双方の責任を明確に  
することとし、左の考へ方に與ることとする。

一 國連憲章との關係を條約に明記する。

二 米國の日本援助義務に見合ひ我方の義務は憲法の範圍内なるこ  
とを明にする。

三 援助義務が援助すべき被攻撃対象地域に關しては、凡そ左の四  
つの考へ方があるが、何れを採るやは慎重検討を要する。

一、日本領土、沖縄小笠原、西太平洋の米國領土、西太平洋地域

極秘

十部の内五号

十月九日午後二時一十分  
外務省會談  
大正、次官、米保長  
長岡、米保長、米保長

に在る米國の軍艦、艦船、航空機

二、日本領土、沖縄小笠原、西太平洋の米國領土

三、日本領土、沖縄小笠原

四、日本領土

四 日本国防備並びに極東の安全保障のため必要な米軍を日本に配  
備せしめ得ることとする。

五 米軍が日本地域以外の職團行為のため日本諸地を作戦的に使用  
する場合及び核兵器持込に關し、日本政府と事前に協議するもの  
とする。

六 一般的防衛条項及び協力条項を置くことを考慮する。

七 条約の期限は最高十年とし、以後一年の予告で終了し得ること

とする。

八、条約運営のため合同委員会を置くことを考慮する。尚

一、前記四に開列し、配備を規律する条件は概ね現行行政協定通りとする。但し施設提供の趣旨は現行行政協定の趣旨を改め自衛隊施設を米軍に共同使用せしめる趣旨に改めることを考慮する。

二、共同防衛体制運営に關し、防衛庁確保当局と在日米軍当局との間の連絡方法に關し規律を定めることとする。

前記三、四各項に關する説明は別紙の通りである。

別紙

一、日米間の安全保障取極は、直接日本の防衛に關する部分と概東全般の安全保障の部分の兩者を含むものとならざるを得ない。以下前者を狭義の条約地域の問題、後者を広義の条約地域の問題とする。

二、狭義の条約地域の問題は、米國が日本防衛の義務を引受けるのに対し、我方は之に見合ひ如何なる義務を引き受けるかの問題であり、義務発動の条件と義務内容の問題がある。

(1) 義務発動の条件

一、相互援助条約では、援助義務が発動する被攻撃対象を相手國の領土とするのが通例であるが、本文三に於て、日本が攻

擧された場合米國の援助義務が発動するに對し、我方の援助義務発動に關する四つの考へ方を挙げた。

A、第一は被攻撃対象を西太平洋の米領土及び軍隊、艦船、航空機に掛け、共同防衛の考へ方に徹したものであつて、米比、米アンサス条約に見られるものである。

B、第二は沖繩小笠原及び西太平洋に於ける米領土を含めるものであり、米國としては、日本防衛と云う条約上の義務を引受ける為めには、假令形の上のみでも米領土の一部を含めることを絶対に必要とするを判断される。

C、第三は映嶽の条約地域を日本及び沖繩小笠原に限るものであるが、米側は此の基礎で日米間の相互援助を受入れる

か疑問なるのみならず、我方の潜在主權の主張を喰ひ違ひを免れない。

D、第四は映嶽の条約地域を日本に限るもので、これでは相互援助は成立せず、又我方の自主性の要請にも反する所である。

8、以上に鑑み、米國の日本防衛義務を規定せんとすれば第二を採るの他なく、之を採り得ざる場合は米國の義務を強制的なものとは為し得ざることとなるべし。

#### 四 義務内容

1、我方の義務は憲法的制約よりして海外派兵は含まずとする  
ことは米側も既に承知しており、從而我方の義務内容は、(A)

本土防衛により間接に米國の立場を有利にすること、(四)哨戒、沿岸防衛、(五)基地供与、(六)補給協力、等が其の主たるものと  
なる。

2、右は前記(1)1の0(又は1)の場合に問題なきものと認められるも、B(又はA)の場合は、憲法上集団自衛権が認められるや否やの問題に關連し、直接我國の自衛のため以外に此等の措置を執り得るや否やを明らかにし置く要あり。

3、尚右1(0)の基地供与に關しては、前記(1)1のBを採つて米領土を狭義の条約地域に含める場合も、米側は日本基地を米領土防衛のため作戦的に使用する場合は我方と事前協議する旨を約する用意あるもの如し。

三 広義の条約地域の問題は、米國の極東の全般的な安全保障活動の

ため我方が如何に協力するかの問題であつて、米軍の日本に於ける配備使用、我方の基地供与、補給協力等の問題がある。

(1) 現行安保条約によれば、米國は日本及び其の附近に米三軍を配備し、之を極東に於ける國際の平和と安全の維持に寄与する  
ために使用し得ることとなつており、又昨年六月の日米共同  
コミュニケにより、米國は、米軍の日本に於ける配備及び使用に  
ついて実行可能なときはいつでも協議することになつてゐる。

(2) 新条約に於ては、右を承認すると共に、

1、日本地域以外の戰闘行為のため、日本基地を作戦的に使用する場合は日本政府と事前に協議し、又  
2、核兵器持込については日本政府と事前に協議すること、とせんとするものである。